

令和8年度第1回県南西部地域医療構想調整会議 次第

日 時:令和8年8月20日(木)

15時00分～16時30分

場 所:備中県民局会議棟1階会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 議長等の選出について

(2) 国・県の動向について

資料1

(3) 紹介受診重点医療機関について

資料2

(4) 病床機能報告結果(令和7年度集計分)と介護施設の状況について 資料3

(5) 医療機関の病床削減について

【※非公開】

資料4

(6) 医療機関の廃止について

【※非公開】

(7) その他

4 閉会

令和8年度第1回 県南西部地域医療構想調整会議出席者名簿

【委員】

※敬称略

	氏 名	所属・役職	代理出席・欠席等	備考
1	今井 博之	(一社)倉敷医師会 会長(倉敷市連合医師会長)		
2	田嶋 憲一	(一社)児島医師会 会長		
3	庵谷 和夫	(一社)北児島医師会 会長		
4	鳥越 保之	(一社)玉島医師会 会長		WEB参加
5	谷口 正人	(一社)笠岡医師会 会長		
6	小田 健司	(一社)井原医師会 会長		WEB参加
7	薬師寺 公一	(一社)吉備医師会 会長		
8	木村 丹	(一社)都窪医師会 顧問		
9	福嶋 啓祐	(一社)浅口医師会 会長	(代)浅口医師会 副会長 新津 頼一	
10	重井 文博	(一社)岡山県病院協会倉敷支部 支部長		
11	橋詰 博行	(一社)岡山県病院協会井笠支部 支部長		
12	上村 勝人	倉敷市内歯科医師会協議会 会長		
13	安本 和善	(一社)岡山県薬剤師会倉敷支部 支部長		
14	田中 由子	(公社)岡山県看護協会倉敷支部 支部長		
15	三宅 泉	(公社)岡山県看護協会井笠支部 支部長		WEB参加
16	坂本 綾子	(一社)岡山県介護支援専門員協会 理事		
17	秋山 正史	(一社)岡山県老人保健施設協会 会長		WEB参加 16時00分から
18	徳永 政克	岡山県保険者協議会 代表		
19	浅野 ツヤ子	備中保健所管内愛育委員連合会 会長		
20	小林 宏子	備中保健所管内総社・早島栄養改善協議会 会長		
21	内田 浩二	倉敷市民生委員児童委員協議会 会長	欠席	
22	秋山 光正	備南食品衛生協会 会長		
23	永井 敦	川崎医科大学附属病院 院長		
24	寺井 章人	倉敷中央病院 院長		
25	伊東 香織	倉敷市 市長	(代)倉敷市保健所 所長 種本 和雄	
26	栗尾 典子	笠岡市 市長	(代)健康推進課長 安藤 貴子	
27	大舌 勲	井原市 市長		
28	片岡 聡一	総社市 市長	(代)保健福祉部長 横田 優子	WEB参加
29	栗山 康彦	浅口市 市長		
30	佐藤 博文	早島町 町長		
31	赤木 功	里庄町 町長	(代)健康福祉課長 妹尾 渉	
32	山岡 敦	矢掛町 町長	(代)副町長 稲田 欽也	
33	中村 和嗣	倉敷市消防局 局長	(代)警防課長兼副参事 赤澤 孝弘	WEB参加
34	松井 新治	笠岡地区消防組合消防本部 消防長		
35	岩瀬 敏秀	岡山県備中保健所 所長		

【アドバイザー】

※敬称略

氏 名	所属・役職		備考
浜田 淳	地域医療構想アドバイザー 岡山大学 名誉教授		WEB参加

【オブザーバー】

氏 名	所属・役職		備考
山田 斉	岡山県医師会 常任理事		

【岡山県保健医療部】

氏 名	所属・役職	
内山 智小美	岡山県保健医療部医療推進課 総括参事	
原田 篤史	岡山県保健医療部医療推進課 主任	

【事務局】

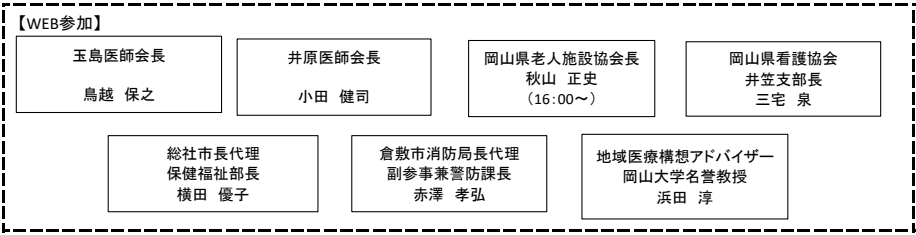
氏 名	所属・役職	
拘井 昭典	岡山県備中県民局 健康福祉部長	
鈴木 真吾	岡山県備中県民局 健康福祉部副部長	
孝忠 トシ	岡山県備中保健所 保健課 保健課長	
井関 愛	岡山県備中保健所 保健課 技師	
右近 明依	岡山県備中保健所井笠支所 井笠地域保健課長	(代)地域保健班総括副参事 北山 治子
大隅 眞嗣	岡山県備中県民局 健康福祉部 健康福祉課長	
下田 由美	岡山県備中県民局 企画調整情報課 副参事	
坂本 三貴	岡山県備中県民局 企画調整情報課 主幹	
大田 百夏	岡山県備中県民局 企画調整情報課 主事	
有門 怜子	岡山県備中県民局 企画調整情報課 会計年度任用職員	

令和8年度第1回 県南西部地域医療構想調整会議 配席図

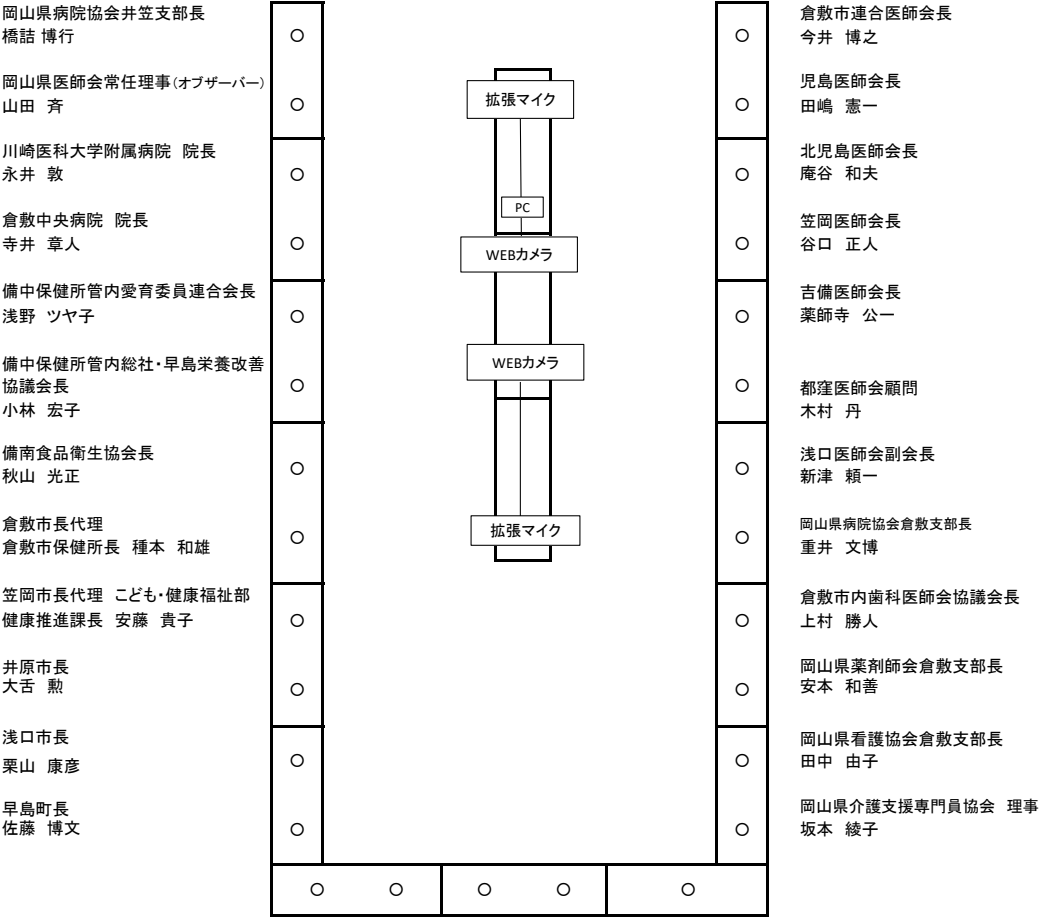
日 時: 令和8年8月20日(木) 15:00～16:30

場 所: 岡山県備中保健所 会議棟1階第一会議室

※ 敬称略



スクリーン



受付

健康福祉課長 里庄町長代理 妹尾 渉	副町長 矢掛町長代理 稲田 欽也	消防長 笠岡地区消防組合 松井 新治	徳永 政克 岡山県保険者協議会代表	岩瀬 敏秀 備中保健所長
--------------------------	------------------------	--------------------------	----------------------	-----------------



※傍聴5名まで

□ □ □ □ □

県南西部地域医療構想調整会議委員名簿

R8.6.19現在

	氏 名	所 属	職 名	備考
1	今井 博之	一般社団法人 倉敷医師会(倉敷市連合医師会)	会 長	
2	田嶋 憲一	一般社団法人 児島医師会	会 長	
3	庵谷 和夫	一般社団法人 北児島医師会	会 長	
4	鳥越 保之	一般社団法人 玉島医師会	会 長	
5	谷口 正人	一般社団法人 笠岡医師会	会 長	
6	小田 健司	一般社団法人 井原医師会	会 長	
7	薬師寺 公一	一般社団法人 吉備医師会	会 長	
8	木村 丹	一般社団法人 都窪医師会	顧 問	
9	福嶋 啓祐	一般社団法人 浅口医師会	会 長	
10	重井 文博	一般社団法人 岡山県病院協会倉敷支部	支部長	
11	橋詰 博行	一般社団法人 岡山県病院協会井笠支部	支部長	
12	上村 勝人	倉敷市内歯科医師会協議会	会 長	
13	安本 和善	一般社団法人 岡山県薬剤師会倉敷支部	支部長	
14	田中 由子	公益社団法人 岡山県看護協会倉敷支部	支部長	
15	三宅 泉	公益社団法人 岡山県看護協会井笠支部	支部長	
16	坂本 綾子	一般社団法人 岡山県介護支援専門員協会	理 事	
17	秋山 正史	一般社団法人 岡山県老人保健施設協会	会 長	
18	徳永 政克	岡山県保険者協議会	代 表	
19	浅野 ツヤ子	備中保健所管内愛育委員連合会	会 長	
20	小林 宏子	備中保健所管内総社・早島栄養改善協議会	会 長	
21	内田 浩二	倉敷市民生委員児童委員協議会	会 長	
22	秋山 光正	備南食品衛生協会	会 長	
23	永井 敦	川崎医科大学附属病院	院 長	
24	寺井 章人	倉敷中央病院	院 長	
25	伊東 香織	倉敷市	市 長	
26	栗尾 典子	笠岡市	市 長	
27	大舌 勲	井原市	市 長	
28	片岡 聡一	総社市	市 長	
29	栗山 康彦	浅口市	市 長	
30	佐藤 博文	早島町	町 長	
31	赤木 功	里庄町	町 長	
32	山岡 敦	矢掛町	町 長	
33	中村 和嗣	倉敷市消防局	局 長	
34	松井 新治	笠岡地区消防組合	消防長	
35	岩瀬 敏秀	岡山県備中保健所	所 長	

(35名)

県南西部地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、県南西部保健医療圏の将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、協議の場として、県南西部地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画（地域医療介護総合確保基金の事業計画）に盛り込む事業に関する協議
- (4) 在宅医療を含む地域包括ケアシステムに関する協議
- (5) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

(組織)

第3条 調整会議の委員は、次に掲げる者のうちから県知事が委嘱又は任命する。

- (1) 医師会の代表者
- (2) 病院協会の代表者
- (3) 歯科医師会の代表者
- (4) 薬剤師会の代表者
- (5) 看護関係者の代表者
- (6) 介護関係者の代表者
- (7) 医療保険者の代表者
- (8) 各市町村の代表者
- (9) 備中保健所長
- (10) 医療を受ける立場にある住民の代表者
- (11) その他必要と認められる者（学識経験者等）

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期終了後であっても、新たに委員が委嘱又は任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長は、委員の互選により定め、副議長は議長が指名する。

3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

4 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。

(事務局)

第7条 調整会議の庶務を司る事務局は備中保健所に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。